

平成18年 1 月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番6号

S B I 証 券 株 式 会 社

代表取締役社長兼CEO 伊 澤 健

株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、本日開催の臨時株主総会において、株式交換の方法により平成18年3月1日（水）をもってSBIホールディングス株式会社の完全子会社となることを決議いたしました。

この株式交換に伴い、株券提出期間の最終期日（平成18年2月28日（火））の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載または記録された株主（実質株主を含む）の皆様に対し、ご所有されている当社の株式1株につき、SBIホールディングス株式会社の株式1.15株の割合をもって割当て交付申し上げることとなります。

つきましては、商法の規定に基づきご所有の株券を提出していただくお手続きを実施いたしますが、

- ① 証券保管振替機構に預託されている株券
- ② 端株
- ③ 株券不所持のお申し出をされている株式

につきましては、株券提出のお手続きは必要ございませんので、当社の株式の取扱いについてご案内申し上げます。

※ このご案内は、平成17年12月9日現在の株主名簿（実質株主名簿）に基づき、上記の①～③の株式のみをご所有の方を対象にお送りいたしております。

ただし、証券保管振替機構から預託株券を引き出された等の理由により、現在当社の株券をご所有の方は、株式交換の日（平成18年3月1日（水））をもって現在発行しております当社の株券は商法の規定に基づき無効となりますので、株券提出期間〔平成18年1月28日（土）から平成18年2月28日（火）まで〕内に、ご所有の株券全部を後記6の株券提出事務取扱場所にご提出下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

お取引証券会社等に株券をお預けになり、証券保管振替機構に預託されているかどうかご不明な方は、お預けになられた証券会社等へご確認下さい。

1 SBIホールディングス株式会社の株式の割当方法

- (1) 株券提出最終取扱日（平成18年2月28日（火））の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）上の株主（実質株主を含む）の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につきSBIホールディングス株式会社の普通株式1.15株の割合をもって割当交付いたします。
- (2) 割当の結果、生じる1株未満の端株は、SBIホールディングス株式会社の端株原簿に登録されます。

（ご参考）現在のご所有株式にSBIホールディングス株式会社の株式がどのように割当てられるかについては、次の例をご参照下さい。

〈例1〉普通株式5株ご所有の場合

割当比率を乗じると5.75株となります。

5株については、SBIホールディングス株式会社の新株券を発行いたします。

0.75株については、SBIホールディングス株式会社の端株原簿に登録いたします。

〈例2〉普通株式20株ご所有の場合

割当て比率を乗じると23株となります。

23株について、SBIホールディングス株式会社の新株券を発行いたします。

2 株式交換の日程と株式の流通のご案内（予定）

株式の流通は次の通りとなる予定です。ご所有株式の売買につきましては十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

年 月 日	日 程	株 式 の 流 通
平成18年1月28日（土）	株券提出取扱開始日	現在発行しております当社株式は平成18年2月22日（水）（予定）までは証券取引所で売買が出来ます。株券を提出された方は新株券がお手元に到着（新株券は平成18年4月21日（金）発送予定）するまでの間株式の売却が出来ません。
平成18年2月23日（木）	当社株式上場廃止日（予定）	平成18年2月23日（木）からは現在発行しております当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成18年2月28日（火）	株券提出取扱最終期日	
平成18年3月1日（水）	株式交換の日 新株式追加上場日 新株式売買開始日	株券を証券保管振替機構へ預託されますと、平成18年3月1日（水）以降、SBIホールディングス株式会社の株式として売却出来ます。
平成18年4月21日（金）	新株券発送日（予定）	新株券がお手元に到着した後は、SBIホールディングス株式会社の株式として株券による売却が可能です。

3 届出関係書類のお取扱いについて

- (1) 現在当社にお届けいただいている「株主票」、「実質株主票」、「配当金振込指定書」その他の書類につきましては、平成18年3月1日（水）をもって、SBIホールディングス株式会社に一括引き継がせていただきます。ただし、従来よりSBIホールディングス株式会社の株式をご所有の株主の皆様につきましては、SBIホールディングス株式会社の各書類を優先させていただきます。
- (2) 従来よりSBIホールディングス株式会社の端株の登録株式をご所有され、株式交換による新株式と合算の結果、1株に達した場合等、繰り上がりによって1株となった場合は、平成18年4月下旬以降、別途新株券をご送付いたします。
- (3) 「株券不所持申出書」につきましては、改めてご提出いただく必要がございますので、ご確認のための書面を別途ご送付申し上げます。

4 端株の買取請求について

(1) 当社の端株の買取請求について

- ① 平成18年2月22日（水）まで
この期間の端株の買取請求は、従来どおり当社の「株式取扱規程」に基づきお取扱いいたします。
- ② 平成18年2月23日（木）から
証券取引所での当社株式の売買が停止されますので、端株の買取請求の受付は停止させていただきます。

(2) SBIホールディングス株式会社の端株の買取請求について

- ① 平成18年3月1日（水）から平成18年4月21日（金）まで
この期間に端株の買取請求をなさる場合は、SBIホールディングス株式会社の「株式取扱規則」に基づき、お取扱いいたします。ただし、買取代金につきましては、平成18年4月下旬以降のお支払いを予定いたしております。
- ② 平成18年4月24日（月）以降
端株の買取請求は、平成18年4月21日（金）発送予定の「新株式の割当てに関するご通知」がお手元に届き次第、SBIホールディングス株式会社の「株式取扱規則」に基づいてお取扱いいたします。

5 端株の買増請求について

SBIホールディングス株式会社におきましては、端株の買増制度を導入いたしておりますので、平成18年4月24日（月）以降、買増請求することもできるようになります。

6 株券提出事務取扱場所

証券保管振替機構から預託株券を引き出された等の理由により、現在当社の株券をご所有の方は、平成18年3月1日（水）をもって現在発行しております当社の株券は無効となりますので、株券提出期間（平成18年1月28日（土）から平成18年2月28日（火）まで）内にご所有の株券全部をご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご注意）

株券をご提出されますと、その後新株券がお手元に到着（新株券は平成18年4月21日（金）発送予定）するまでの間、株式の売却が出来ませんのでご注意くださいようお願い申し上げます。

名義書換代理人 事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
〔本件に関する 郵送先および お問合せ先〕	〒135-8741 東京都江東区深川郵便局私書箱第63号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-03-8696（専用フリーダイヤル）
同取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国支店 SBI証券株式会社 本店および全国支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国支店

〈 本件に関する郵送先およびお問合せ先 〉

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒135-8741 東京都江東区深川郵便局私書箱第63号

専用お問い合わせ先

0120-03-8696（フリーダイヤル）

フリーダイヤル ご利用期間 平成18年1月28日から平成18年2月28日まで

ご利用時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00

みずほ信託銀行 電話センター 0120-288-324 もご利用ください。

◆名義書換請求書等の用紙請求は下記でもご利用になれます。

◎みずほ信託銀行のホームページ

<http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/>

◎FAXのフリーダイヤル

0120-111-032